

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認秋田地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2件

厚生年金関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 6件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月 12 日から 44 年 9 月 21 日まで
A市町村にあったB株式会社での厚生年金保険加入期間が、脱退手当金支給済みとなっていることに納得がいかない。脱退手当金を受け取った覚えは無い。昭和 44 年 9 月に退職後、間もなくアパートを引き払い、実家のあるC市町村に帰郷し、間もなく地元のD事業所に再就職したので、社会保険事務所に脱退手当金を請求した覚えは無い。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているところ、申立期間のみを請求し、当該被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、申立人は、B株式会社を辞めた後も別の事業所で働くつもりだったので、請求はしていないと申し立てしているところ、脱退手当金が支給決定されたこととなっている日から間もなくして別の事業所に再就職していることを踏まえると、その直前に脱退手当金を請求するというのは不自然である。

さらに、同事業所における被保険者期間に係る脱退手当金を受給したとされる4人（申立人を含む。）の女性被保険者の被保険者資格喪失日から支給決定日までの期間をみると、3か月が二人、10か月及び16か月が各一人と、処理期間は区々となっており、事業主が申立人から委任されて代理請求したものとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

- 1 申立人の株式会社Aにおける資格喪失日は、平成5年11月30日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、平成5年4月から同年9月までを20万円、同年10月を22万円とすることが妥当である。

- 2 また、申立人は、平成5年11月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人の上記訂正後の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を同年12月1日とし、同年11月の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月30日から同年12月1日まで

厚生年金保険加入期間について照会申出書を提出したところ、申立期間について、加入記録が無いとの回答をもらった。

給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書があるので、申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 社会保険庁の記録では、申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険の資格喪失日は、平成5年4月30日とされている。

しかしながら、申立人の資格喪失日の処理は、平成5年11月30日付けで遡^{そきゅう}及して行われていることが確認できる上、平成5年11月30日現在で同社に在籍していた94人の従業員のうち90人が申立人と同様に遡^{そきゅう}及喪失処理されていることが確認できる。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者原票の記録では、平成5年10月1日付けの定時改定に係る申立人の標準報酬月額がいったん記載

された後に、同年 11 月 30 日付けで取り消されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成 5 年 4 月 30 日を資格喪失日とした届出を行う合理的理由は無く、申立人の資格喪失日は、申立人の資格喪失日を遡及して処理した同年 11 月 30 日であると認められる。

また、平成 5 年 4 月から同年 9 月までの標準報酬月額については、20 万円、同年 10 月の標準報酬月額については、22 万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間のうち、平成 5 年 11 月 30 日から同年 12 月 1 日までの期間については、当時の同僚の証言及び雇用保険の記録により、申立人は遡及喪失処理がされた同年 11 月 30 日以降についても株式会社 A に勤務していたことが確認できる上、申立人の所持する給与明細書の記録から、同年 11 月分に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、平成 5 年 11 月の標準報酬月額については、給与明細書上の保険料控除額から、22 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、株式会社 A は既に全喪失、当時の事業主も死亡しており不明であるが、平成 5 年 11 月 30 日に同年 4 月 30 日に遡及して資格喪失をした旨の届出を社会保険事務所に行っていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 11 月分の保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、同年 11 月分に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和55年4月から61年3月まで

申立期間の国民年金保険料については、当時、経営していた事業所に売上金の集金に来ていたA銀行B支店又はC支店の銀行員に1年分の保険料1万数千円を渡していた。

その後、D市町村役場の年金担当職員から口座振替を勧められたため、同銀行の口座により、国民年金保険料の振替手続を行った。当時は、バブル景気の影響で、事業所の経営が順調であったため、銀行口座が残高不足になることはなかった。

昭和37年から50年ごろまでは、自分も若く、経済的な余裕がなかったため保険料を納めていなかったが、事業所経営が軌道に乗った後は、税務署、市町村役場、銀行の指導を受け、保険料の納付を怠ることはなかった。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人は、保険料の納付方法に関する供述を変遷させるなど、保険料納付に関する記憶は曖昧であり、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、「当初は、経営していた事業所に集金に来ていたA銀行B支店又はC支店の銀行員に1年分の保険料1万数千円を渡していた。その後、口座振替手続を行い、保険料を納付していたはずである。」と主張するが、申立人が納付していたとする保険料額（1年分1万数千円）は、申立期間のいずれの年度

の保険料1年分を納付した場合の保険料額をも大きく下回っている上、A銀行では、申立人が経営する事業所を担当していた銀行員が、申立人の申立期間に係る国民年金保険料納付の依頼を受けたか否かについては不明であると回答している。さらに、申立期間直後に納付済みとなっている昭和61年4月から同年6月までの期間及び同年10月から62年2月までの期間の保険料はすべて過年度保険料として納付されており、口座振替により納付されていないことが確認できるとともに、61年7月から同年9月までの期間及び62年3月の保険料については未納（申立期間外の期間）となっていることが確認できる。

加えて、申立期間は72か月と長期間である上、申立人の国民年金加入期間（480か月）のうち、241か月が未納となっている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 7 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 7 月

昭和 45 年 7 月 25 日付けで A 株式会社を退職した後、当時の B 市町村役場から国民年金保険料の納付書が送付され、妻の分と併せて役場窓口で納付していた。ねんきん特別便で同年 7 月分が未納になっていることを初めて知ったが、絶対に納付していたので納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、B 市町村役場から送付された納付書により、妻の分と併せて同役場窓口で納付していたと主張しているが、社会保険事務所の記録では、申立人は、昭和 45 年 7 月 26 日に A 株式会社における厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同年 8 月 1 日付けで国民年金被保険者資格を取得していることが確認でき、申立人は、申立期間当時、国民年金に加入していないことから、申立期間の保険料を納付することはできなかつたものと推認される。

さらに、申立期間は、現在、国民年金加入期間とされているが、同期間が国民年金加入期間とされたのは、社会保険事務所が平成元年 6 月 7 日に、国民年金被保険者資格取得日を昭和 45 年 8 月 1 日から同年 7 月 26 日に訂正処理した以降であり、訂正処理した時点では、申立期間の保険料は既に納付の時効となっており、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

加えて、B 市町村保管の国民年金被保険者名簿においても、平成元年 6

月に申立人が通算老齢年金の裁定請求を行った際に、国民年金の被保険者資格取得日が昭和45年8月1日から同年7月26日に訂正された旨の記載があることが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 11 月 14 日から 32 年 1 月 24 日まで
② 昭和 32 年 3 月 1 日から 34 年 10 月 13 日まで

厚生年金保険加入期間について照会申出書を提出したところ、社会保険事務所から、A株式会社勤務していた申立期間について、昭和 37 年 2 月 22 日に脱退手当金が支給されている記録になっているとの回答をもらった。

脱退手当金が支給されたこととされている昭和 37 年 2 月当時は、別の事業所に勤務しており、受け取った記憶が無い。社会保険事務所で手続を行った記憶も無く、代わりに手続を行う者もいなかった。調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間と申立期間後に取得した厚生年金保険被保険者手帳記号番号は相違していることが確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人は、A株式会社を昭和 34 年 10 月に退職した後、B事業所に勤務し、①35 年 3 月 4 日から 45 年 4 月 5 日までの期間、②47 年 4 月 1 日から 52 年 6 月 1 日までの期間及び③54 年 9 月 1 日から 56 年 4 月 1 日までの期間について、C 共済組合に加入していたが、①の期間については 45 年 5 月 1 日、②の期間については 52 年 6 月 6 日に退職一時金を申立人本人自ら請求し受給していることが確認できる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手

当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から20年8月16日まで
厚生年金保険加入期間について照会申出書を提出したところ、社会保険事務所から、A事業所に勤務していた期間について、脱退手当金が支給された記録となっているとの回答をもらった。

当時は、年金について知識が無く、会社で厚生年金保険に加入していたことも知らずにいた。だから、脱退手当金について知るはずもなく、脱退手当金を請求した記憶も無いし、受給した記憶も無い。

A事業所に勤務した申立期間について、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者記号番号払出簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月半後の昭和20年11月30日に支給されているほか、厚生年金保険被保険者台帳にも脱退手当金の支給記録があるなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、当時の同僚のうち、脱退手当金を受給していない2人は、「昭和20年の秋ごろに会社から被保険者証が送付されてきた。」と証言しているが、申立人及び脱退手当金が支給されている同僚には、被保険者証が送付されてきたとの記憶が無く、申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿により申立人の前後52人のうち、7人について脱退手当金の支給記録が確認でき、A事業所退職後に別の事業所で支給されている2人を除く5人の支給記録を確認したところ、被保険者資格喪失後、2か月

から4か月以内に脱退手当金が支給決定されていることを踏まえると、事業主による代理請求がなされたものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年12月1日から20年8月31日まで
申立期間については、脱退手当金を受給しているため厚生年金保険の支給対象期間にならないとのことだが、脱退手当金や退職金は受け取っていないので調査をお願いする。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿において、資格喪失日が申立人と同日であり脱退手当金が受給可能な24人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、21人に脱退手当金の支給記録が確認でき、また21人全員が資格喪失日から5か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされたものと考えられる。

また、申立人の被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金の支給記録が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から5か月後の昭和21年2月8日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 7 月ごろから同年 10 月ごろまで
A 事業所所属の B 船に乗船していた昭和 41 年 7 月ごろから同年 10 月ごろまでの期間を船員保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていた事実を示す給与明細書等の資料は無く、申立人は申立期間当時の船員手帳も所持していない。

また、申立人の知人から、「申立人が申立期間当時、A 事業所所属の B 船に乗船し、船主からもう一航海乗船したら船員手帳を出すと言われたと話していたことを記憶している。」との証言が得られた。

さらに、船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）第 17 条では「船員法第 1 条に規定する船員として船舶所有者に使用せらるる者は船員保険の被保険者とす」と規定され、同法第 18 条では「被保険者は船員として船舶所有者に使用せらるるに至りたる日より其の資格を取得す」と規定されているところ、知人の証言によれば申立人は、申立期間当時、船員法（昭和 22 年法律第 100 号）に規定する船員手帳を所持していなかったことがうかがわれ、船員保険被保険者となることはできなかつたものと推認される。

加えて、船舶所有者である A 事業所は既に全喪しており、当時の事情を確認することはできない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年から 19 年 10 月 1 日まで

昭和 17 年ごろから、A 都道府県の B 株式会社という会社で、工員として大砲や鉄砲を製造するための鉄くずの溶解や部品の組み立て等の作業に従事していた。60 年も前のことなので資料は何も無いが、17 年から 19 年 9 月までの期間を厚生年金保険加入期間と認めてほしい。

資格取得日とされている昭和 19 年 10 月 1 日は、既に出征していたと記憶している。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B 株式会社 C 工場における厚生年金保険被保険者資格取得日が昭和 19 年 10 月 1 日とされているが、17 年から勤務していたので被保険者資格取得日を訂正してほしいと主張するところ、当時の同僚 3 人のうち二人は、「昭和 17 年から勤務し、19 年 4 月（一人は夏ごろ）出征したが、厚生年金保険の加入は同年 10 月 1 日からとなっている。」と証言し、一人は、「昭和 19 年 1 月から勤務し、同年 5 月に出征したが、厚生年金保険の加入は同年 10 月 1 日からとなっている。」と証言している。

また、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得した昭和 19 年 10 月 1 日は厚生年金保険法が施行された日であり、その前身の労働者年金保険法よりも被保険者の範囲が拡大されており、社会保険事務所の記録では、申立人が勤務していた B 株式会社 C 工場では、同年 10 月 1 日付けで申立人を含む 1,270 人が新規に被保険者となっていることが確認できる。

さらに、社会保険事務所が保管する同事業所に係る氏名索引簿には、申立人の記録は、昭和 19 年 10 月 1 日に払い出された記号番号以外には

確認できないとともに、ほかに払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和25年又は26年から31年又は32年まで
昭和24年(又は25年)にA市町村B地区で電話工事事業があり、25年(又は26年)の事業完成と同時にC事業所に、実家のそばに住んでいたDさんと一緒に採用された。

その後、昭和31年か32年に退職したと思うが、同僚のDさんは33年ごろにE事業所に合流されたと聞いた。年金の問題が話題になったときにDさんに電話をした際、現在は、共済年金を受給しており、受給資格は26年からと聞いたので、私も、申立期間は共済組合又は厚生年金保険に加入していたと思うので、調査を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時、C事業所に勤務していたことは、同事業所の保管する職員名簿に「昭和26年3月1日採用」と記載されていることや、一緒に採用された同僚の証言から確認できる。

しかしながら、申立人と一緒に採用され昭和26年から共済組合に加入していたとされる同僚は、「自分が共済組合に加入したのはE事業所に移った昭和34年1月からであり、26年3月から33年12月までは共済組合にも厚生年金保険にも加入していなかった。」と証言している。

また、社会保険事務所の記録では、C事業所は厚生年金保険適用事業所とはなっていないことが確認でき、同事業所では、申立人が申立期間において厚生年金保険や共済組合に加入していたとの事実は確認できないとしている。

さらに、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から

控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、保険料控除に関する申立人の記憶も曖昧である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。